

# 予防課からのお知らせ

全国的に火災による**死者の約7割が高齢者**となっています。  
高齢者の命を守るため、春日井市消防本部予防課では次の事業を実施しております。ぜひご活用ください！

## 1 住宅用火災警報器取付等支援

### 【事業の概要】

火災をいち早く教えてくれる住宅用火災警報器の取付け、取替え、移設を消防職員が支援します。

【対象者】**※賃貸住宅は対象外となります。**

市内にお住まいの次に掲げる世帯の方

- ① 65歳以上の方のみで暮らしている世帯
- ② 障がい者手帳の交付を受けている方のみの世帯

### 【支援の内容】

① 新規取付、古くなった警報器の取替(警報器の寿命は約10年とされています。古くなったら本体ごと取替えが必要です。)

**※事前に住宅用火災警報器をご自身で用意していただく必要があります。(その際は**煙式**のものを用意してください。)**

② 移設(現在使っていないお部屋に警報器が付いている場合等)

### 【取付けの場所と方法】

お申し込み時や取付け前に、取付ける位置や方法を調整させていただきます。(※基本的な取付け方法は、細い釘で柱や壁に取付けます。電気工事を伴うものは対象外となります。)

## 2 住宅防火診断

### 【事業の概要】

消防職員がおうちの中の火災危険をチェックします。

(台所周りやコンセントのタコ足、住宅用火災警報器の設置状況など)

### 【対象者】

65歳以上でお一人住まいの方

### 【申し込み・お問い合わせ】

春日井市消防本部 予防課予防担当(春日井市役所7階)

電話：0568(85)6383

mail：yobo@city.kasugai.lg.jp